

議案第 1 号

沖縄県教育振興基本計画における各論の後期計画策定方針について

以下の理由により、沖縄県教育振興基本計画における各論の後期計画策定方針案を別紙のとおり提出する。

平成28年1月28日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成24年に策定した沖縄県教育振興基本計画（以下、「教育基本計画」という）は、その計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間としている。

他方、教育基本計画の施策展開である「第2章各論」については、平成24年度から平成28年度の5年間としており、次年度が前期計画の最終年度となっている。

そのため、新たに平成29年度から平成33年度までの5年間の後期計画を策定するために、その策定方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

○ 教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○ 沖縄県教育振興基本計画（平成24年7月策定）抜粋

計画期間：この計画の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に準じ、平成24年度を初年度として、平成33年度までの10年間とする。ただし、第2章の各論については、平成28年度までの5年間の前期計画とする。

沖縄県教育振興基本計画における各論の後期計画策定方針（案）

1 後期計画策定の目的

沖縄県教育振興基本計画（以下、「教育基本計画」という。）は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成24年に策定したものである。

この教育基本計画は、第1章の総論において、本県の教育を取り巻く状況を明らかにし、本県が目指す教育の姿を示しており、第2章の各論においては、本県が目指す教育の実現に向けての具体的な施策展開を策定している。

この教育基本計画の計画期間は、平成24年に策定された沖縄21世紀ビジョン基本計画に準じ、平成24年度から平成33年度までの10年間としている。

他方、第2章の施策展開である各論については、沖縄21世紀ビジョン実施計画（前期）の計画期間に準じていくため、その計画期間（前期計画）は平成24年度から平成28年度の5年間としている。

教育基本計画は、その策定から平成27年度末には4年が経過することとなり、平成28年度は前期計画期間の最終年度となる。

このため、これまでの間における施策展開の状況や課題等を総括検証し、教育基本計画に定める目標の実現に向けて、平成29年度から計画期間最終年度となる平成33年度までの5年間の後期計画を策定していく。

2 策定する後期計画の内容

教育基本計画に定める教育目標を実現していくため、最終年度における目標値（成果指標）や目標像を設定し、後期期間における施策の展開方向及び実施していくべき事業を示すものとする。

後期計画策定において、必要な場合には、第1章である総論及び教育施策の体系を見直し、後期計画に反映させる。

3 後期計画の期間

後期計画の期間は、平成29年度から教育基本計画の最終年度となる平成33年度までの5年間とする。

4 策定の方法

(1) 別途に実施する「沖縄県教育振興基本計画（前期）の総点検」の結果を踏まえるとともに、県教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、毎年度実施している「沖縄県教育委員会の点検・評価」も参照して策定に当たる。

また、平成28年度策定に向けて、作業が進められている「沖縄21世紀ビジョン実施計画」の「後期実施計画」とその目標値等に関し連動させていくものとする。

(2) 知事部局が所管する事項に関しては、各関係部局において調査審議し、内容を決定する。

(3) 県教育委員会が中心となって後期計画を取りまとめる。

(4) 「沖縄県教育振興基本計画後期計画検討委員会」を設置し、後期計画に対して県民各界からの意見を反映させる。

(5) この方針に定めるもののほか、県教育委員会の後期計画策定に関し必要な事項は、教育長が定める。

5 後期計画の決定

後期計画は、沖縄県教育委員会の承認後、関係部局への合議を行い、知事決裁により決定する。

後期計画策定方針案の概要説明

課名 総務課

1 件名

沖縄県教育振興基本計画における各論の後期計画策定方針

2 経緯及び必要性

平成24年に策定した沖縄県教育振興基本計画（以下、「教育基本計画」という）は、その計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間としている。

他方、教育基本計画の施策展開である「第2章各論」については、平成24年度から平成28年度の5年間としており、次年度が前期計画の最終年度となっている。

そのため、新たに平成29年度から平成33年度までの5年間の後期計画を策定するためには、その策定方針を定める必要がある

3 方針案の概要

- (1) 後期計画策定の目的
- (2) 後期計画の内容
- (3) 後期計画の期間
- (4) 策定の方法
- (5) 後期計画の決定

4 根拠法令

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項

※沖縄県教育振興基本計画（平成24年7月策定）抜粋

計画期間：この計画の期間は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に準じ、平成24年度を初年度として、平成33年度までの10年間とする。ただし、第2章の各論については、平成28年度までの5年間の前期計画とする。